



清香苑

急な出費となる催事
福寿の会がサポートします。

会員様限定 **上乘せ利率**

店頭表示利率

+0.007%

商品共通特典

新規会員または追加契約の皆様には
急な催事に役立つ

JA葬祭特製 **催事のしおり**
を差し送いたします。

右記の定期貯金・定期積金をご契約いただいた皆さまには福寿の会会員証を発行いたします。

会員の皆さまは **JAが行う葬祭サービスを「会員価格」**でご利用いただけます。

福寿定期貯金

スーパー定期貯金（単利型）

約定期間	1年（全て自動継続扱い）
受入資金	新規資金または福寿定期積金満期金
受入金額	300,000円以上 3,000,000円以内

- ・お一人あたりのお取扱限度は最高 10 口以内且つ 300 万円以内とさせていただきます。（初回受入額で判定します。）
- ・急な出費となる催事をよりサポートするため、会員さまの申し出により催事にご利用する場合の中途解約に応じます。併せて、この場合には契約時当初（自動継続後は自動継続時）の利率を適用します。（催事以外での中途解約の申出の場合は通常の取扱とします。）

福寿定期積金

定額式定期積金（期日指定方式）

急な出費となる催事をよりサポートするため、会員さまのお申し出により催事にご利用する場合の中途解約に応じます。併せて、この場合には契約時当初の利率を適用します。（催事以外での中途解約の申出の場合は通常の取扱とします。）

商品名	月々	積立回数	掛込総額
天寿	15,000円	60回	900,000円
萬寿	10,000円	60回	600,000円
長寿	5,000円	60回	300,000円
上寿	3,000円	120回	360,000円

※詳しくはJA窓口にてお問合せください。



令和3年9月1日適用

©よりぞう

<きりとり線>

福寿の会入会申込書

お申込み日 年 月 日

おところ

おなまえ

様

TEL () - 生年月日 年 月 日

この入会申込書は、個人情報の保護に関する法律に基づき、福寿の会会員に係る全ての事務に必要な範囲で利用いたします。

申込支店名

支店



JA鳥取いなば

商品概要説明書

(令和3年9月1日現在)

1. 商品名	・ J A葬祭定期貯金福寿
2. 販売対象	・ 個人を対象とします。
3. 販売条件	・ 新規預入の資金または「 J A葬祭定期積金福寿」の満期金とします。
4. 取扱期間	・ 平成25年4月1日 ～ 販売終了まで
5. 預入期間	・ 1年(元金継続、元利継続のいずれか) ・ 自動継続の取り扱いに限ります。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 30万円以上300万円以内 (一人あたりの取扱限度を10口以内且つ300万円以内とします。) ・ 1円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入日の約定利率を満期日まで適用します。約定利率は、スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.007%を上乗せした利率を適用します。また、自動継続時の利率についても、継続日におけるスーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.007%を上乗せした利率を次回満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 元利継続の場合の利息は継続される貯金の元金に組み入れられます。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 課税扱いの場合20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭の金利表示ボードで表示しています。
9. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約(期限前解約)時の取扱い	・ この貯金は、原則満期日前の解約ができません。 ・ 急な催事をサポートするため、催事利用の場合の中途解約には約定利率で対応します。 ・ 催事利用以外で満期日前に解約する場合は、中途解約日における当 J Aスーパー定期中途解約利率を適用いたします。
11. 貯金保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店窓口または金融部金融企画課(電話:0857-37-0525)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、鳥取県農業協同組合中央会が設置・運営する鳥取県 J Aバンク相談所(電話:0857-21-2600)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または鳥取県 J Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考事項	・ ご契約の方を福寿の会会員として登録し、会員証を発行いたします。

詳しくは窓口までお問合せください。

J A鳥取いなば